

4月20日(日)は一斉清掃の日

みんなで協力して、公衆衛生の向上を図り、清潔で住みよい町にしましょう。

■清掃場所：住宅周辺、道路、河川、公園など

※ 地区によって、清掃場所や時間が異なります。詳細は、各行政区や班の指示に従ってください。

■ごみの排出先と排出方法

▽集めたごみは各地区の集積所においてください。

▽燃やすごみや燃やせないごみなどに分類し「指定袋」に入れてください。

■分別区分

▽びん：油のびん、汚れが取れないものは「燃やせないごみ」に分別してください。

▽ペットボトル：汚れが取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

▽缶：汚れの取れない缶は「燃やせないごみ」に分別してください。

▽スプレー缶：材質、汚れの取れないもの等に関わらず、穴を開けて「缶」に分別してください。

▽プラスチック製容器包装、発泡スチロール、食品トレイ：汚れの取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

■回収

▽集められたごみは業者が収集運搬します。一般家庭ごみの収集日に回収しますので、その間、集積所にごみが残っている場合があります。

▽側溝清掃などによる土砂、汚泥については回収できません。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

育英資金の貸し付けを行っています

■出願資格：町内に住所を有する人の子弟で、高等学校、国立高等専門学校、大学およびこれに準ずる各種学校に在学し、経済的な理由により修学が困難な人

■受付期間：4月10日(木)～5月9日(金)

■提出書類

▽育英資金貸付願書(現在の学部・学科を志望した理由、将来の目標などについての作文を添付)

▽住民票(願出人と保護者分)

■貸付金

① 高校 月額1万円以内
② 高専 月額1万7千円以内
③ 大学 月額3万9千円以内

■貸付期間：平成26年4月から

■貸付決定：選考委員会を経て町長が決定します。

■申し込み・問い合わせ先 教育委員会 ☎46-5576

第16回岩手県障がい者スポーツ大会参加選手を募集

■期日：6月7日(土) 小雨決行

■場所：岩手県営運動公園陸上競技場ほか

■対象：身体障害者、療育、精神保健福祉の各手帳を所持し、競技(陸上、卓球、水泳など)への出場を希望する人

■申し込み：保健センター ☎46-5571

■申し込み：保健センター窓口に専用の申込用紙があります。詳細については、お問い合わせください。

■申込期限：4月16日(水)

■申し込み・問い合わせ先 保健センター ☎46-5571

軽自動車税の納期限が変更になりました

■納期限の変更

平成26年度より、軽自動車税の納期限が4月30日から5月31日に変更となっております。

■納税通知書の発送時期 納税通知書は5月上旬ごろの発送

■問い合わせ先

税務課 ☎46-5563

「西行桜の森まつり」参加者募集

■日時：4月26日(土) 10時～13時(雨天中止)

※当日は9時50分までに集合

■場所 西行桜の森 木工芸館「遊鶴」

■参加費

▽大人(高校生以上) 1000円
▽小・中学生 500円
▽小学生未満 無料

■内容

① 西行桜の森遊歩道散策(約3km)
② パーベキュー

■募集人数：先着30人(募集人数を超えた場合、申込期限前でも締切)

■申込期限：4月23日(水)

■申し込み・問い合わせ先 農林振興課 ☎46-5564

子育て世帯の医療費負担を軽減 4月1日から子どもの医療費が中学生まで無料になります

町では中学生以下を対象にした医療費助成事業を、4月から該当要件である中学生の保護者などの所得制限を廃止します。併せて医療機関などに支払った医療費(一部負担金)の全額を助成し子育て世帯の医療費負担を軽減します。

これにより、出生の日から中学3年生まで全ての子どもの医療費が全額無料になります。また、妊産婦医療費助成事業においても、医療機関などに支払った医療費(一部負担金)の全額を助成します。

新たに対象となる人(保護者などの所得が限度額を超えていた新中学2、3年生)には、申請書類を郵送していますので、4月18日(金)までに手続きをお願いします。

新中学1年生は事業継続となりますので、該当する人に新しい受給者証を郵送します。

なお対象となる医療費は、4月診療分からとなります。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

現行

事業区分	対象者	所得制限	助成内容
子ども	出生の日から小学6年生まで	なし	医療機関等で支払った医療費(一部負担金)の全額
	中学1年生から中学3年生まで	あり	医療機関等で支払った医療費(一部負担金)のうち 【保護者等が住民税課税の場合】 1 医療機関につき入院5,000円/月、外来1,500円/月を超えた額を助成 【保護者等が住民税非課税の場合】 全額を助成
妊産婦	妊娠5月目の月の初日から出産日の翌月末日まで	なし	1 医療機関につき入院5,000円/月、外来1,500円/月を超えた額を助成 【保護者等が住民税非課税の場合】 全額を助成



改正後(4月から)

事業区分	対象者	所得制限	助成内容
子ども	出生の日から中学3年生まで	なし	医療機関等で支払った医療費(一部負担金)の全額
妊産婦	妊娠5月目の月の初日から出産日の翌月末日まで	なし	1 医療機関につき入院5,000円/月、外来1,500円/月を超えた額を助成 【保護者等が住民税非課税の場合】 全額を助成

町では下記の事業も実施しています

事業区分	対象者	所得制限	助成内容
障がい者 重度心身	・身障手帳1、2級 ・障害基礎年金1級 ・特児手当1級 ・療育手帳A いずれかに該当する人	あり	医療機関等で支払った医療費(一部負担金)のうち 【保護者等が住民税課税の場合】 1 医療機関につき入院5,000円/月、外来1,500円/月を超えた額を助成 【保護者等が住民税非課税の場合】 全額を助成
ひとり親家庭	・配偶者のいない男性又は女性のうち、18歳の年度末までの児童・生徒を扶養している人、その扶養を受けている18歳の年度末までの児童・生徒 ・18歳の年度末までの父母のいない児童・生徒	あり	※出生の日から中学3年生までの人は、子ども医療費助成事業の助成内容が優先されます。

屋外広告物というと商業広告などがイメージされますが、次の条件のすべてを満たしていれば、商標、シンボルマークなどの営利的なものはもちろん、表示内容にかかわらず屋外広告物となります。

■常時または一定の期間継続して表示されるもの

② 屋外で表示されるもの

③ 公衆に表示されるもの

申請などの手続きをスムーズに行うために、事前相談をおすすめします。詳しくは役場建設水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 建設水道課 ☎46-5569

屋外広告物の表示には、許可申請や届出が必要です

町内で屋外広告物を表示しようとする場合は、あらかじめ町への許可申請や届出が必要です。

① 常時または一定の期間継続して表示されるもの

② 屋外で表示されるもの

③ 公衆に表示されるもの

申請などの手続きをスムーズに行うために、事前相談をおすすめします。詳しくは役場建設水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 建設水道課 ☎46-5569